

## あま咲きコイン活用支援事業補助金交付要綱

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、市場・商店街等が商業集積地の魅力向上及び活性化を図るために実施する、本市独自の電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用した取組に要する経費の一部を補助することにより、地域経済の活性化等に資することを目的とする。

### (補助対象事業)

第 2 条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、あま咲きコイン活用支援事業とし、その内容については別表 1 に掲げるとおりとする。

### (補助基準)

第 3 条 この要綱に基づく補助を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）及び、補助対象期間、補助対象経費、補助率、補助限度額等に関する諸事項については、別表 2 に掲げるとおりとする。

2 前項の規定に関わらず補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で交付する。

### (補助金交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あま咲きコイン活用支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）に別表 3 に掲げる書類を添えて、事業着手の 2 週間前までに市長に提出しなければならない。なお、提出期限日が尼崎市の休日を定める条例（平成 3 年 2 月 25 日条例第 1 条）で定める休日である場合は、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

2 前項の規定に関わらず、4 月 1 日から 4 月 14 日までに事業着手の場合は速やかに交付申請書に別表 3 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (補助金交付の決定及び通知)

第 5 条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものとして認めたときは、あま咲きコイン活用支援事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

### (交付申請の変更)

第 6 条 交付決定通知書を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにあま咲きコイン活用支援事業補助金交付変更申請書（第 3 号様式。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合についてはこの限りではない。

- (1) 名称又は代表者が変更したとき
- (2) 事業実施時期及び事業の内容を変更（事業の中止を含む）したとき
- (3) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、補助決定者が前項の規定により、変更申請書を提出したときは、その内容を審査し、妥当と認められるときは、あま咲きコイン活用支援事業補助金交付変更決定通知書（第 4 号様式。以下「変更決定通知書」という。）により、通知するものとする。

### (事業の実績報告)

第 7 条 補助決定者は、補助対象事業を完了したときは、速やかにあま咲きコイン活用支援事業補助金事業実績報告書（第 5 号様式。以下「実績報告書」という。）に、別表 3 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付)

第 8 条 市長は、前条の実績報告書を受領したときには、その内容を審査し、妥当と認められるときは、あま咲きコイン活用支援事業補助金交付確定通知書（第 6 号様式。以下「交付確定通知書」という。）により、通知するものとする。

2 前項の規定により交付確定額の通知を受けた補助決定者は、あま咲きコイン活用支援事業補助金交付請求書（第 7 号様式。以下「交付請求書」という。）に、補助金振込先金融機関の通帳の写し（支店名・口座名義・口座番号の確認できるもの）を添えて市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の交付請求書を受領したときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

### (補助金交付の決定の取消等)

第 9 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定もしくは交付決定通知書又は変更決定通知書に付した条件を満たさないとき
- (2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (3) 補助金の使途に不正があったとき
- (4) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第 2 条第 4 号、第 5 号及び第 7 号のいずれかに該当するとき
- (5) 暴力団等の利益になるとき
- (6) その他市長が不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に相当する補助金を既に交付しているときは、当該補助金の返還を求めることができる。

### (定めのない事項の処理)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は主管局長が定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年7月15日から実施する。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年1月10日から実施する。

(経過措置)

2 既に、従前要綱の適用を受けていたものについては、なお従前の例による。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 既に、従前要綱の適用を受けていたものについては、なお従前の例による。

別表1 補助対象事業

事業内容	<p>小売市場・商店街等が取り組む電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したソフト事業で、地域の活性化に寄与すると認められる事業の経費を一部補助することにより、小売市場・商店街等の意欲的な取組を促し、魅力ある商業団体への発展、ひいては地域の活性化の促進を促す事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>※ソフト事業 土地、建物、工作物、備品等の整備に重きを置く事業ではなく、町の活性化、イメージアップに繋げることに重きを置き、具体的な手段（活動内容）を明確に提示している事業</p></div> <p>※同一事業において、あま咲きコイン活用支援事業と魅力向上支援事業との併用は不可とする。</p>
------	---

別表2 補助基準

補助対象者	<p>次の各号のいずれかに該当する団体とする。ただし、会長及び副会長等の役員構成が明確であり、かつ規約又は会則が定められており、現に共同事業活動を行っている団体に限るものとする。なお、小売市場・商店街の場合、原則、空店舗率70%未満の団体とする。</p> <p>(1) 商店街又は小売市場で商店街振興組合又は事業協同組合を組織しているもの</p> <p>(2) 任意の小売市場・商店街</p> <p>(3) 小売市場・商店街に属する商業者で組織する5人以上の任意グループ</p>
-------	---

	(4) 事業実施地周辺にて営業する商業者を含めて組織する 5 人以上の任意グループ (5) その他市長が特に認めるもの
補助対象期間	各年度 4 月 1 日～ 3 月末日（但し、あま咲きコインの発行は 2 月末日までとする。）
補助対象経費	あま咲きコインポイント原資（100 千円を下限とする）
補助率	あま咲きコイン販売額の 10%またはプレミアム額のいずれか少ない方の額
補助限度額	300 千円
事業名の明示	事業実施において、あま咲きコイン活用支援事業の採択を受けている旨、明示すること。（例：印刷物への記載、イベント開催地での看板設置）

※ 補助金の単位については、千円単位とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 経費には消費税額は含まない。

別表 3 交付申請・実績報告手続きに必要な添付書類

交付申請書	実績報告書
①事業計画書 第 1 号様式の 2	① 事業実績書 第 5 号様式の 2（実施に係る状況写真及び成果物等を添付）
②補助対象団体の定款又はこれにかわるもの及び役員名簿又はこれにかわる構成員名簿	② 収支決算書 第 5 号様式の 3（領収書を添付）
③収支予算書 第 1 号様式の 3	③ 本制度以外の補助金利用がある場合は補助金額の確認できる書類
④決議録など補助対象団体が補助対象事業を実施決定したことがわかる書類	④ 前 3 号のほか、市長が必要と認める書類
⑤履歴事項全部証明書の写し又は代表者本人確認書類	
⑥前 5 号のほか、市長が必要と認める書類	